

戸建住宅におけるV2H普及促進事業実施要綱

(制定) 令和5年3月14日 環気家第277号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、電気自動車と住宅が双方向で電気をやりとりすることを可能とし、太陽光の電気の有効活用や非常時の電力を賄うことを可能とするV2Hの普及を促進するために行う「戸建住宅におけるV2H普及促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、V2Hを東京都内（以下「都内」という。）の戸建住宅に導入する者に対し、当該機器の設置に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- 2 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 3 V2H 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
- 4 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナ（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるもの
- 5 リース契約 契約の名称にかかわらず、電気自動車等、V2H又は太陽光発電システムの貸主が、当該車両又は機器の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両又は機器を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両又は機器の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの
- 6 リース事業者 リース契約に基づき、前号の車両又は機器を借主に貸し渡すことを業とする者

第4 本事業の内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は

(2) に該当する者であって、別に定める要件を満たすものとする。

- (1) 助成金の交付対象となるV2Hを所有する事業者又は個人
- (2) 助成金の交付対象となるV2Hを所有し、当該V2Hをリース契約により個人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る。）

2 助成対象機器の要件

助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 令和5年4月1日から令和10年9月30日までの間に設置されるV2H（中古品を除く。）であること。
- (2) 設置された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（CEV規程）に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、補助金の交付対象のV2Hとなっていること。
- (3) 都内の戸建住宅に設置されるV2Hであること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、V2H本体の機器費及び設置に係る工事費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

4 助成金額

助成金の交付額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、50万円を上限とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、発電出力が50kW未満の太陽光発電システム並びに電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車をV2Hの設置と併せて導入し、又は既に導入している場合においては、助成対象経費の額（助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、100万円を上限とする。

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が助成対象者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

- 1 本事業による助成金の交付申請の募集は、令和5年度から令和9年度まで行う。
- 2 本事業による助成金の交付は、令和5年度から令和10年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則（平成5年3月14日付4環気家第277号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。